

平成 22 年 8 月 2 日

神戸市下水道排水設備工事責任技術者 様

(財) 神戸市都市整備公社
下水道事業運営部下水道サービス課

神戸市下水道排水設備工事責任技術者の更新の指定申請について（ご案内）

貴下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は神戸市下水道事業にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、まもなく、あなたの神戸市下水道排水設備工事責任技術者の指定期間が終了しますので、下記の説明により手続きをして下さい。指定工事店に所属していない（以下「未所属」という。）場合も更新はできますが、指定工事店に所属しない限り、責任技術者としての業務を行うことはできません。未所属の場合は、今回の更新を行わず、指定工事店に所属した時に、新たに指定申請を行うことができます。（ただし、(財)兵庫県まちづくり技術センターが実施する兵庫県下水道排水設備工事責任者更新講習を修了していなければなりません。）

なお、この案内は、未所属として責任技術者の指定を受けている方にお送りしています。指定工事店に所属されている方については、指定工事店へ更新申請書を送付しています。

記

1 指定更新の対象者

責任技術者の指定有効期限が、平成 22 年 9 月 30 日及び平成 23 年 1 月 19 日までで兵庫県の行う更新講習を終了されている方。

2 現在、未所属であり更新申請を行う場合

下記問い合わせ先まで電話又はファックスで申請書を請求してください。申請書を郵送します。

※1 未所属の場合、指定を受けても責任技術者としての業務を行うことができません。したがって、指定通知は発行しますが、責任技術者証は発行しません。

2 未所属で指定更新される場合も、指定工事店に所属している場合と同額の手数料が必要です。また、未所属で更新した後、新たに指定工事店に所属した場合にも手数料が必要です。

3 現在、指定工事店に所属しており更新申請を行う場合

下記問い合わせ先まで電話又はファックスで申請書を請求してください。申請書を郵送します。更新申請にあたっては、申請書に同封して送付する「神戸市下水道排水設備工事責任技術者 所属異動届」を必ず提出してください。

4 今回更新申請行わず指定工事店に所属した時に指定申請を行う場合

指定工事店に所属した（又はする）時に下記問い合わせ先までご連絡ください。手続きについて説明します。この時の指定申請は新規申請になります。（新規申請と更新申請の手数料は同額です。）

5 問い合わせ先

(財) 神戸市都市整備公社下水道事業運営部下水道サービス課排水設備係

〒655-0892 神戸市垂水区平磯 1 丁目 1 番 66 号

電話：(078) 751-8260 ファックス：(078) 755-3711 担当：春名、北野、竹内